

## 第3回

# 札幌市子ども・子育て会議

## 会 議 録【確定版】

日 時：平成26年2月26日（水）午前9時30分開会  
場 所：札幌市民ホール 2階 1・2号会議室

## 1. 開 会

○事務局（野島子ども企画課長） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第3回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

子ども未来局子ども企画課長の野島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本日の委員の出欠と会議資料につきまして確認させていただきます。

本日の出欠は、笠井委員、末岡委員、平野（直己）委員より欠席のご連絡を事前にいただいております。

また、札幌商工会議所政策委員長の紫藤委員につきましては、商工会議所の中の役職交代のため、新たに加藤欽也政策委員長が委員として加わることとなりましたが、本日は欠席となっております。

また、金子会長につきましても、本日は急なご都合により欠席となりましたので、議事の進行は佐藤副会長にお願いしたいと思います。

それから、本日は、放課後児童健全育成事業部会の報告がございます関係で、部会に臨時委員として参加いただきましたさっぽろ青少年女性活動協会の齊藤隆弘こども育成課児童会館担当課長にもご出席いただいておりますので、参加委員数は21名となる予定です。

まだお越しになっていらっしゃらない方もいますけれども、定足数を満たしておりますので、会議は始めさせていただきます。

また、会議の資料につきましては、次第に記載させていただいておりますが、資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからの進行は、佐藤副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○佐藤副会長 それでは、議事の進行に移ります。

本日の子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援新制度下において、札幌市が条例で定めなければならない各種基準について、当会議としてのご意見を議決いただくものです。

本日議決いただく基準につきましては、当会議に認可・確認部会及び放課後児童健全育成事業部会を設置し、過去2回にわたりご審議いただきました。

まず、認可・確認部会では、一つ目に幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準、二つ目に地域型保育事業の設備及び運営の基準、三つ目に施策型給付を受ける施設及び地域型給付を受ける事業の運営基準につきましてご審議いただきました。また、放課後児童健全育成事業部会では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、ご審議いただけてきたところであります。

今回は、非常に限られた時間の中で、部会委員の皆様には集中して審議をしていただきました。まことにありがとうございました。また、その審議に当たって、部会に属さない委員各位におかれましても、限られた時間の中でご意見等を出していただいております。あわせて御礼を申し上げます。

それではまず、認可・確認部会における審議内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（花田保育課長） 保育課長の花田でございます。

私から、認可・確認部会における審議の内容についてご説明をさせていただきます。

認可・確認部会では、1月30日と2月18日の2回にわたって審議を行いました。第1回の審議では、幼保連携型認定こども園に勤務している幼稚園教諭や保育士の方々、それから、保育ママとして勤務している先生を部会にお招きして、貴重なご意見をいただきました。また、部会以外の委員の皆様にも、適宜、資料を送らせていただいて、さまざまなご意見をいただいたところでもあります。それらに対する札幌市の考え方も示させていただいた上で審議をしていただきました。

審議で出された意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をご説明させていただきたいと思います。

資料1をごらんいただきたいと思います。

資料1の一番上でございます。

まず一つ目の幼保連携型認定こども園と地域型保育事業における面積基準についてでございます。主な意見といたしましては、乳児室や保育室の面積は国基準より上乘せすべきではないか、あるいは、屋上園庭は面積の算入とすべきではないというようなご意見をいただいております。

これに対して、札幌市の考え方といたしましては、札幌市では、現在、保育所の乳児室の面積につきましては、乳児1人当たりの面積1.65平方メートル以上から3.3平方メートル以上に上乘せを既にしております。この現行の基準により、保育の質は確保されているものと考えております。

また、屋上園庭の面積につきましては、国の基準では、原則不可としておりますが、一定の要件を満たす場合に限り、特例的に認めているものでございます。屋上園庭は、用地が不足して地上に利用可能な場所がない場合に限り利用が可能で、防災や安全性等に留意することとなっておりますので、札幌市についても、同様にこの特例措置は設けたいと考えております。

2点目は、同じく幼保連携型認定こども園の食事の提供方法についてでございます。主な意見といたしましては、1号認定の子どもと2号認定の子どもには同じ食事を提供すべきではないか、あるいは、既存の幼稚園からの移行についても自園調理とすべきではないかというご意見をいただきました。

札幌市の考え方といたしましては、1号認定の子どもへの食事の提供は、基本的に園の

判断となりますけれども、札幌市としては、食事を提供する場合は、自園調理を義務づけるという上乗せを考えております。しかし、札幌市においては、認定こども園の設置促進を図っていく観点から、既存の幼稚園から移行する場合には、1号認定の子どもに食事を提供する際、特例的に栄養士または管理栄養士を置く場合に限り、食事の外部搬入を認める基準案としております。ただ、1号認定の子どもと2号認定の子どもで同じ食事となるよう、自園調理を促進してまいりたいという考えでございます。

3点目は、同じく幼保連携型認定こども園の職員配置についてでございます。保育士配置基準は国の基準より上乗せすべきではないかというご意見をいただいております。

札幌市の考え方といたしましては、職員配置については、国の子ども・子育て会議において基準の引き上げの意見が出されておりますが、国では、公定価格の議論の中で基準を決定するとしており、今後、当該基準に応じた公定価格が定められることになっております。現在、国では、配置基準の引き上げを検討しております、つい最近出た国のこの制度における所要額を計算する資料におきましては、1歳児、3歳児、4歳児、5歳児の年齢の配置基準を引き上げるような形で検討がされておりました。

最後の4点目は、小規模保育事業における保育士の割合でございます。保育従事者は保育士にすべきではないかというご意見をいただいております。

札幌市の考え方といたしまして、小規模保育事業B型、C型の保育士の割合につきましては、認可・確認部会におけるご意見なども踏まえまして、当初の案より上乗せを行いました。札幌市が現在行っている補助事業のさっぽろ保育ルームB型の基準は、保育士割合を3分の2以上としておりますので、これで一定の質が確保された保育を実施できていると判断されます。小規模保育B型は、当初は2分の1という基準案でございましたけれども、保育士割合を3分の2以上という上乗せを行います。

それから、札幌市で現在行っております家庭的保育事業、保育ママ制度は、保育士の割合にすると補助者を含めて2分の1以上となっております。これについては、必要な研修を実施するほか、連携施設からの支援、保育ママから保育士資格を有しない従事者への指導を行う等により、一定の質が確保された保育を実施されていると判断しておりますので、小規模保育C型の家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士ということで、当初、この家庭的保育者は1人以上という案でしたけれども、家庭的保育者は全員保育士とするという上乗せを行いたいと思います。これによって、補助者を含めると保育士割合は2分の1以上になります。

なお、札幌市では、小規模保育事業の中では、全員が保育士であるA型が最も望ましいと判断しておりますので、保育ニーズに応える手法として小規模保育事業を用いる場合にはA型を基本としたいと考えているところであります。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、認可・確認部会において議決された意見案につきまして、同部

会の部会長をお務めである品川委員より、ご説明をお願いいたします。

○品川委員 認可・確認部会の部会長の品川でございます。

ただいま、事務局より、審議の内容についてご説明がありました。限られた時間の中でしたが、部会委員の皆様のご協力により、意見案をまとめることができました。

それでは、当部会が議決した札幌市子ども・子育て会議の意見の案の内容についてご説明申し上げます。

資料2をごらんください。

資料2の冒頭部分でございますように、当部会では、別添の札幌市が作成した下記1の基準案に関する札幌市子ども・子育て会議の意見の案について審議を行いました。

その結果、当部会としては、下記2でございますように、札幌市の基準案は妥当であると判断いたしました。

ただ、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきましたので、今後、札幌市が基準を策定し、実行するに当たって留意いただきたい事項として3点を挙げさせていただきました。

まず、1点目は、幼保連携型認定こども園における食事の提供方法についてです。

既存の幼稚園からの認定こども園への移行を促進する必要がある一方で、1号認定の子どもと2号認定の子どもは同じ食事を提供できるようにすべきではないか、あるいは、自園調理で提供すべきではないかとの意見がありましたことを踏まえまして、1号認定の子どもにも自園調理での提供を促進できるような施策をぜひ検討していただきたいということです。

2点目は、幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準についてです。

現行の保育所の保育士配置基準よりも引き上げるべきとの意見がありました。先ほどご説明がありましたように、現在、国の子ども・子育て会議において、公定価格の議論の中で配置基準の引き上げが検討されておりますので、今後、国が示す配置基準を見きわめた上で、現行の保育所の基準よりも引き上げることができるような施策を検討していただくとともに、基準とは別であります、職員の処遇についてもぜひご配慮していただきたいということでございます。

3点目は、小規模保育事業についてです。

小規模保育事業における保育士資格割合については、国基準よりも引き上げるべきとの意見があり、札幌市の基準案に反映されたところですが、保育ニーズに対して小規模保育事業を供給する場合は、従事者全員が保育士であるというA型が優先されるような施策を講じていただくということです。

以上の3点でございます。

この3点につきましては、部会委員はもちろんですが、部会に属されていない委員や現場の先生から上がった意見も含まれております。ですから、ぜひ、札幌市に対する意見として盛り込んでいただきたいと思います。

認可・確認部会が議決した札幌市子ども・子育て会議の意見の案についての説明は以上です。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは次に、放課後児童健全育成事業部会における審議内容について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（野島子ども企画課長） それでは、私から説明させていただきます。

放課後児童健全育成事業部会におきましては、1月31日及び2月18日の2回で、国の専門委員会の報告書案に基づきまして、札幌市の基準に対する考え方について審議いたしました。

第1回目には、放課後児童クラブの現状や主な改正事項、保護者アンケートの結果を報告するとともに、ミニ児童会館及び民間児童育成会で働く指導員にもお越しいただき、現場の生の声もお聞きしたところでございます。

第2回目には、第1回目に出された意見等を整理しながら議論を深め、部会としての案をまとめていただきました。

具体的に出された意見等については、本日お配りしております資料3の放課後児童健全育成事業部会審議内容をごらんください。

裏面の従事する者・員数と集団の規模・施設・設備、最後に日数・時間・その他と大きく三つのテーマに分けてご議論をいただいたところであります。

まず、1点目が従事する者及び員数ですが、これは資格要件や職員配置など指導員に関することについてでございます。

上から順にご紹介いたします。

家庭指導員の役割も今後多くなってくるなどから、研修には格別の配慮が必要である。指導員の研修において、障がい児に対する知識や技能の習得も重視してほしい。2人とも有資格者とする必要がある。児童おおむね15人以内に対して1名の職員配置が望ましい。民間児童育成会の助成金が指導員体制の確保につながる仕組みをつくってほしい。民間児童育成会に対する助成金の見直しも含め指導員を専門職と認めてほしい。児童クラブは低学年までが大変多く、民間児童育成会は学年の児童数にそれほど隔たりがない状況であるが、今後は、高学年保育の必要性とそれに伴う指導員研修が大切となってくる。一般的に資格は事前に取得してから就職するもので、従事してから資格を取るといえるのはいかがなものか。低いハードルだと、指導者の中に優れた者とそうでない者が入りまじり、そうでない者が多くなるのが心配で、全員が有資格であるべきと考える。保護者の立場だと資格者を優先的に配置してほしいと思うが、全員に求めるのは難しいと思う。有資格者であっても経験が少ないと不安である。学童保育の場合、処遇が保障されない限り労働条件の良い仕事に人が流れてしまう。従事する者の資格を全員に求めることは厳しいが、望ましいものとしてはいかがか。条例に規定する際、従事する者の資格については表現を工夫してほしい。児童クラブと民間児童育成会の合同研修が実施できればよい。将来的に

指導員が2人とも有資格者となることを願うというところが出された意見でございました。

また、今回、アンケート調査も実施させていただきました。利用理由については、信頼できる指導員がいるというものが児童クラブ、民間児童育成会それぞれ3位、2位という数字が上がってきております。また、児童クラブに望むことについては、スタッフ体制の充実が12%、スタッフのきめ細かな対応が12.5%ということで、指導員に対する信頼度、満足度については高い状況がわかったところです。

次に、2枚目でございます。

集団の規模・施設・設備の施設環境に関することでございます。これも同様に、主な意見を読み上げさせていただきます。

ミニ児童会館に関しては1クラス25名以内が望ましい。児童会館の遊戯室や図書室は居室に当たらず、ミニ児童会館の事務スペースは施設面積から除外するべきである。施設面積は将来の児童数の動向も調査し決定すべきであり、増築などの方向も考えるべきである。民間児童育成会の施設確保は、貸し渋りや家賃、立地条件などの問題があり大変である。学校長の判断になるが、体育館やグラウンド、プールなど使用可能である。ミニ児童会館は、狭い空間の中、活動に色々制限がかかっている、大変そうに感じた。ミニ児童会館の場合、放課後1時間程度は体育館も使わせていただいている。ミニ児童会館は、スペースの関係から、発散できる時間帯が限られてしまう一方で、児童会館は、体育室や図書室など様々なスペースが確保されていて、子どもたちが選択しながら活動できる。保護者は子どもが多い時間をいつも見ているわけではないからなのか、施設の現状に満足している保護者が多いのは驚いた。学校の施設を利用しやすくなるよう学校長に働きかけてはどうか。児童クラブでは、出席率を加味し実際の利用として40人までは対応可能と考える。児童会館は、もともとは自由に遊ぶ施設であり、児童クラブの施設ではないため、その役割を考え直す必要があると思う。グループ分けのイメージが湧かないといった意見が出されております。

アンケートにつきましては、施設の現状を十分な広さがある、ある程度の広さがあるといった回答は、児童クラブは60.5%、民間児童育成会が33%、定員制の導入につきましては、施設の状況に応じた定員が、児童クラブは60.7%、民間児童育成会が67.9%です。児童クラブに望むことについては、施設の拡充が17.6%です。保護者としても、何からかの基準を設ける必要があるのではないかと考えていることがわかりました。

最後に、3枚目の日数・時間・その他という運営内容等に関するものでございます。

こちらについても、主な意見を記載させていただいておりますが、今回の基準策定そのものの表現ではありませんが、かかわりのあるものもあわせて掲載させていただいております。

主な意見として、市内に数カ所、祝祭日も開設している児童クラブを設置してほしい。学校・地域・保育園・幼稚園等との情報共有を一層深める必要がある。学校と児童会館は連携強化を図りつつある。障がい児の対応について、保育所、幼稚園、学校との連携が児

児童会館等にも広がる必要がある。保護者のためだけでなく、子どものための児童クラブとなってほしい。一般来館や中高生の利用に対する考え方も含めて整理すべきである。これまで同様に児童クラブは無料とすべきである。学校との連携で、校長がかわり対応も変わることがないようにマニュアルづくりなどを検討してほしい。保護者アンケートについて、低学年と高学年で分けた集約もあった方がよいということで、以下、放課後のアンケート結果も記載させていただいております。

基本的に、児童クラブにつきましては、将来的に自立した放課後生活を念頭に、多様な就労形態の受け皿として、一時的な放課後の居場所を求める保護者の支援や、民間児童育成会につきましては、育成会での活動を通じて、心身の健全な発達を願い、自宅と同様に過ごしてくつろげる居場所を求める保護者へのニーズを反映しているということもアンケートの結果で読み取れるところがございます。トータルで言いますと、児童クラブ、民間児童育成会はいずれも保護者から高い評価をいただいているのではないかとというふうに整理したところがございます。

私からは以上でございます。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは、放課後児童健全育成事業部会におきまして議決された意見案について、同部会の部会長をお務めいただきました須藤委員より、ご説明をお願いいたします。

○須藤委員 それでは、放課後児童健全育成事業部会長の須藤より、部会で議決されました案についてご説明申し上げます。

先ほど、事務局からのご説明にありましたように、各委員からさまざまなご意見をいただきながら、基準に対する札幌市の考え方などを審議しました。

資料4にお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

札幌市の案は妥当であるとの結論に至りました。ただ、その一方で、基準、事業検討を実施していく際に留意いただきたい点について、附帯意見としてまとめたところがございます。

資料4の3ページ目をごらんください。

一つ目は、従事する者及び員数について、従事する者は全員有資格者であることが望ましい。また、家庭支援や障がいのある子どもへの対応等に関する知識や技能の習得が、今後ますます重要となることが考えられるため、質の向上につながる研修体系の構築に努めるとともに、こうした指導員の高い専門性と職務の重要性、経験に見合った処遇となるような対策を検討することです。

従事する者が全員有資格者であることについては、各クラブにおける事情や新たに指導員になりたい人への配慮などから、基準として規定するのは適当ではないとしましたが、放課後児童クラブに求められる役割や保護者の立場などから、こうした状況が望ましいとしたところです。また、指導員の質の向上として、資格だけではなく、その後の研修や経験により、家庭支援や障がいのあるお子さんへの対応などスキルアップを図ること、安心



して長く働くことができるような処遇の改善も別途考えていく必要があるといたしました。

二つ目は、集団の規模及び施設設備について、集団の分け方について十分に検討すること、また、子どもたちが安全で楽しく過ごすことができる環境を目指す一方で、現在の利用者が困ることがないように配慮するとともに、将来的な児童数の増加等も見込んだ施設設備の計画を検討することです。

集団の規模及び施設設備については、児童クラブのほとんどが集団の規模として示す40人を超えており、特に、ミニ児童会館は、限られたスペースの中、現場の指導員も大変ご苦労されてきました。今後は、集団を分けて運営していくということで、その対応方法については十分に検討いただくとともに、余裕教室がないという現状もありますが、スペースの確保もあわせて考えていく必要があるといたしました。

三つ目は、開設日数及び時間、その他について、保護者の視点だけでなく、子どもの視点に立った事業の実施とともに、学校や地域、保育園、幼稚園など関係機関との連携強化に努めること。また、放課後児童クラブの基準だけでなく、別途、児童会館や中高生も含めた放課後施策のあり方についても検討することです。

このテーマに関しましては、関係機関との連携に対するご意見が多くありました。学校との連携では、先ほどの施設設備にも関連しますが、活動スペースの確保の協力などについて、保育所や幼稚園との連携では、障がいのあるお子さんの対応などについて、関係を構築、強化していく必要があるといたしました。その他、基準とは別の観点ですが、幼児から高校生まで利用できる施設である児童会館の今後のあり方についても議論となったところでした。

以上でございます。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

事務局から事前に全委員宛てにお知らせいただいた内容に基づいて、それぞれの部会でご検討いただいた結果、基準案については妥当と判断したけれども、留意点をつけていただいたとまとめられると思います。

それでは、ただいま説明のありました各部会の審議結果につきまして、特に部会に所属していない委員を中心に質問や意見を出していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○平野（博宣）委員 平野です。

まず、資料4の札幌市留守家庭児童対策の関係です。

これは、私も札幌市に対する質問事項で、ミニ児童会館や児童会館の居室の扱い方について、いわゆる1.65平方メートルに対してどうか、私は、留守家庭児童の現場を知りませんので、何とも言えません。

例えば、児童会館で言いますと、玄関を入りますと遊戯室があつて、そこから体育室やクラブ室や図書室ともろもろの設備や物置などが付随して、そこは通路も兼ねたエリアで、一つのたまり場になるような形です。

例えば、帰って来た子どもたちが先生に「ただいま」と挨拶して、一般来館であれば台帳に記入してから体育室に行くという通路になります。今までの札幌市の児童会館のつくり方は大体そういう形になっていまして、事務室から全ての居室を見渡せるようなつくり方を何十年も前からやっているわけです。そこを居室にするということは、非常に乱暴な話であります。齊藤（隆弘）委員は、よくご存じだと思いますが、そこで集団でまとまってやりますというのであれば、そこは使えるスペースになります。そういうつくりも含めて、きちんとした対応がまずもって必要だろうと思います。

もう一つは、ミニ児童会館で体育館が週に1回使える、特別教室が使えるとあります。確かに、使える学校も中にはあります。ただし、せんだって資料提供させていただきましたが、例えば円山であれば126名が登録されている、中には、100名超えがぼろぼろ出ている中で、60何%と言われてはいますが、来館率がどの程度になるかわかりません。そういった中で、ミニ児童会館については、廊下があるので、居室としては3分の2程度が扱われるわけです。それでも、1.65平方メートルにはほど遠いような状態になっている現実をご認識していただきたいと思います。

その中で、将来的に施設規模について計画を検討することは、当然のことだろうと思います。近々で、例えば二条小学校で老人施設や児童会館も含めた改築が来年、再来年に向けて行われるわけです。そういったことも含めて、質問の回答では、今後、検討するとなっていますが、どの場でどういうふうな検討をするのかも出てきていません。その辺について、まず一つ、事務局の考え方も含めて示していただきたいと思います。

部会として意見をまとめるのかは別にして、事務局としてどういうふうに考えているのかということです。

○佐藤副会長 ただいま、放課後児童健全育成事業部会の意見案につきまして意見をいただきました。資料3の1枚目の施設設備のご意見の2点目、5点目、7点目、8点目あたりに関連するご意見でありました。

意見案といたしましては、資料4の3枚目の（2）で、「将来的な児童数の増加等も見込んだ施設設備の計画を検討すること」とあるけれども、どのように今後進めていくのかをお聞きになりたいということですね。

では、事務局からお願いいたします。

○事務局（野島子ども企画課長） 私から回答させていただきます。

確かに、平野（博宣）委員がご指摘のとおり、児童会館のつくりは、スタンダードで480平方メートルという形です。ただ、個別に見ると、ところどころの状況によって微妙に違うところはありますが、事務室と別に遊戯室、そこから体育室なり図書室なりいろいろ見渡せるようにということで、正直に言いまして、子どもたちの通路という使い方をしているのも事実です。これまでは、そういう基準も特にないものですから、そのあたりは気にしないで使っていたところがあります。ただ、今回、施設面積の基準をつくらなければならないことになると、当然、部屋の使い方もあわせて検討していかなければなら

だろうと思います。特に、集団が多いところは、集団の規模をグループ分けして対応する形になったときには、これまでの遊戯室を自由に子どもたちが出入りすることとは別の使い方も検討していかなければならないと思います。

そういった部分で、児童会館、ミニ児童会館を含めて、今あるものを面積が満たさないので、すぐに改修するわけにはいかないものですから、まずは運営の仕方です。工夫できることを工夫したいと思います。それについては、我々のほうで各現場を見ながら、基準を踏まえてどこまで対応できるか、仮にどうしても基準を満たさない場合に、別にどういう方法が考えられるのかということに関係団体と意見交換、調整をしながら、子ども・子育て会議の場にも検討経過をいろいろ報告しながら方向性をまとめていきたいと思っています。

もう一つ、今おっしゃられていた100人を超えている大規模なところは、平成27年度からという状況にないところもあります。再来月から新年度が始まりますけれども、その状況いかによっては対応を考えていかなければならない部分もあると思います。それは、我々のほうで案をつくって、関係団体なり会議なりに経過をご報告しながら進めていきたいと考えております。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

続けて、どうぞ。

○平野（博宣）委員 もう一つは、いわゆる児童数の捉え方の問題です。

実は、国の考え方としては、児童数は児童の集団の規模と同様に、毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数というふうに使われています。それはちょっと問題かと思っています。例えば、100名の登録者がいて、平均だと70名ぐらいです。ただし、最大限でいくと90名になりますという考え方でいくと、この90名を基本的な考え方にするのかということも含めてやっていかないと、あぶれる子どもたちというか、指導から漏れる児童が出てくる現実があると思っています。

国がどういうふうに見ているのかわかりませんが、札幌市としては、子育てに対するレベルアップをしていこうという状況の中で、部会の意見としては妥当だというふうになっています。しかし、ぜひとも、そういったことも含めて、国を上回るような考え方をつくるべきではないかと思っています。

本当は登録数でいけばいいと言いたいのです。そこまで求めても難しい話ですが、例えば、先ほど言ったように100人の登録数がいて、アッパーが90人であれば、90人を一つの基準にすべきではないかと思っています。これは、施設の問題も含めてありますし、もう一つは、どれだけの指導員をそこに配置するのかということもあります。

端的に言いますと、今までは正規の部分でいけるけれども、10名に対しては臨時的な対応をするということも含めた柔軟な対応は考えなければならない事項だと思います。その辺は、ぜひともご検討を願えればと思います。

せんだって、資料としていただいた関係でいくと、児童クラブの登録児童数及び指導員数ということで、札幌市が委託している児童会館や民間学童の児童数と指導員の関係の数

字をいただきました。僕が勘違いしているのかどうかわかりませんが、僕が市役所にいた当時は、館長職は指導員の数字に入れていなかったのです。ただ、今見ますと、館長職も指導員に全て含まれています。これは、この場で話すべきことではないと思いますが、いずれにしても、こういう見方をされていること自体がいかげんなものかと思えます。この辺も含めて、もし事務局で何かお考えがあればお示し願いたいと思います。

○佐藤副会長 同じく、施設設備に関するご質問で、児童会館、児童クラブの受け入れ人数と所属する職員の数について、事務局からお願いします。

○事務局（野島子ども企画課長） まず1点目の児童数の捉え方でございます。

国は、利用実態で、平均プラス一時的という表現をしております。わかりやすいのですが、実態的にはなかなか対応しづらいのが正直なところでございます。実は、いつも学校基本調査を5月1日時点でやっていると思いますが、4月末時点なり、平均なり、最大なりといった形でいろいろと統計をとります。ただ、我々としては、大前提として最大限受け入れることを考えると、今、平野（博宣）委員がおっしゃられた案も検討させていただきたいと思っております。

指導員数の話は、私どもの調査では、正規と非正規ということで単純にカウントしたときに、そのまま館長も入れました。実際に児童クラブなり児童会館の指導員の配置数を検討するときには、当然、館長は除いてカウントします。今回、回答させていただいたのは、あくまでも児童会館で働いている正規職員と非正規職員で、児童クラブの指導員をカウントするときは館長を除外しますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

○山田委員 認可・確認部会に所属していました山田でございます。

今と同じ点についてご質問させていただきたいと思えます。

私も、こちらは不勉強ですが、確認させていただきたいと思いましたのは、先ほど平野（博）委員からの質問の中にもありました面積の点です。面積の基準が「1人当たりおおむね1.65㎡以上確保すること」とありますが、ここに事務スペースなどは含まれるのでしょうか。

○事務局（野島子ども企画課長） 事務室は含みません。これは、国とも相談した上で回答させていただいています。事務スペースは全く含みません。

○山田委員 わかりました。子どもが利用できるスペースを対象としているということですね。

○事務局（野島子ども企画課長） 基本は、そういうことでございます。

○山田委員 ありがとうございます。

もう一点、今の児童数の捉え方がまだ理解できておりません。国の基準と札幌市の基準がどのように違うのかということです。意見案を拝見しますと、札幌市は国の基準どおりではないように読めますので、国の基準がどうで、札幌市の基準がどうというところをも

う一度ご説明いただければと思います。

○事務局（野島子ども企画課長） 国の基準といたしましては、おおむね40人です。では、そのおおむね40人の児童数をどう捉えるかということです。これは、恐らく条例の中に盛り込む文言とは別の形になると思いますが、要は解釈になると思います。それを登録している児童数で捉えるか、実際に来ている児童数で捉えるかで大きな違いがあると思います。実際に札幌市の児童クラブの出席率は大体60%ぐらいで、民間児童育成会は大体7割ぐらいと聞いています。

また、この出席率の考え方は、土曜日は家族で出かけられていることがあるということで、児童クラブでは土曜日を入れてしまうと出席率自体が下がってしまう傾向にありますので、一応、平日の月曜日から金曜日の出席率ということで、月単位でそれぞれ勘案しています。そういった出席状況を見ながら、児童数を捉えていきたいと思います。そういう意味では、登録数が100人で出席率が60%となると、定点ですけれども、60人来ているという前提で、それが40人と比較してどうかという対応をしていきたいと考えているところでございます。

正直に言いまして、児童クラブも民間児童育成会も同じ子が毎日来るわけではありません。もちろん、毎日来ている子どももいらっしゃいますが、1日置きに来たり、いろいろなパターンがありますので、厚労省の言うような一時的に云々というのは現実には難しいということで、今回、少し曖昧な表現ではあるのですけれども、「出席率等」は、先ほど平野（博）委員がおっしゃられたような利用の最大数も含めていろいろな考え方があるので、それぞれシミュレーションをした上で情報提供させていただきたいと思います。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

○坪谷委員 認可・確認部会の坪谷です。

今の放課後児童クラブの附帯意見ですが、資料4の2の（1）の最後です。「指導員の高い専門性と職務の重要性、経験に見合った処遇となるような対策を検討すること」とあります。今、国でも処遇改善の方策が検討されていると思いますが、これが実効性のあるものになるのか、ならないのかということです。札幌市としては、どのような処遇改善の方策をとって、高い専門性を持たせると考えているのか、この実効性についてどのような計画を持っているのか、お話しいただければと思います。

○佐藤副会長 同じく児童会館に関してです。

2の（1）の従事する者の高い専門性と処遇等についての今後の見通しです。よろしくお願ひします。

○事務局（野島子ども企画課長） 今の坪谷委員のご質問でございます。現在、国において、保育士は処遇改善ということで、今年度も補正予算で対応があります。実は、放課後児童クラブは、いまだにそういうことがない状況です。そういったものは、指導員の方お二人にお越しいただいて、実際の勤務状況などもお聞きした中では、給与水準は決して高

いとは言えない状況でご努力いただいている部分もわかりました。一方、国では、今まで放課後児童健全育成事業は、ここにあるような職務の重要性や経験に見合った処遇に特に触れてきていなかった部分があるが、この報告書の中でも、今後はそういうことを踏まえてやっていくべきではないかというご意見もいただいているところです。札幌市としては、国の動きも含めて、今後、国の方針が示されれば、それにすぐ対応できるような形で対策を検討していきたいということで、一文、入ったところでございます。今後、具体的に子育て支援計画も策定していかなければなりませんけれども、そういった部分についてもあわせて検討していきたいと思っております。

○佐藤副会長 それでは、ほかにご質問をどうぞ。

○柴田委員 学童保育の部会の委員をさせていただいていました柴田でございます。

当該部会の関係者はなるべく発言を控えるようにということでしたが、限られた時間の中で粛々と進められていって、きちんと把握できないまま会議が終わってしまったという私の不手際もございましたので、学童保育の部会について2点ほど質問させていただきます。

1点は、有資格者が望ましいということ資料4の2の(1)に書いていただいて、これはすごくありがたいと思っていました。しかし、よくよく考えますと、前の資料の有資格者、無資格者の中で、民間の場合は有資格者が少ないですが、児童クラブは、今、100%有資格者です。国の基準どおりとなりますと、現状よりも後退するような内容になるのかなと思うのです。そうであるならば、ぜひ現状維持の方向を目指していただければということが1点でございます。それについての行政の意見も伺いたいところです。

もう一点につきましては、国の基準案として、資料4の2枚目に参酌すべき基準の一番下にその他がございます。ここには、「保護者・学校等との連携、安全対策など」と簡潔に明記されております。私は、後で国の基準を読みましたところ、「『非常災害対策』、『虐待等の禁止』、『秘密の保持に関する事』、『保護者、小学校等との連携等』、『事故発生時の対応』などについて省令上に定めることが適当」、加えて、「安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点などについて、今後、新たに策定するガイドライン等で示していくべき」ということで、「おやつ」という文言が入っているわけです。私の視点から言えば、遊びと生活という中でおやつは欠かせないものと考えています。これは、国の基準案の専門委員会報告書の中に公文書として載っております。ところが、指し示していただいた中で、それが入っていないです。でも、入ってなくても、国の基準案どおりということであれば、この部分も生きるかどうかということなのです。

以上の2点をお伺いしたいと思います。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

資料4の札幌市の基準案を示したところですね。1枚目の札幌市の考え方として、員数のところで、国の基準案どおりとしているけれども、既に専任を充てているのに、現状より後退するのではないかということが1点目です。それから、この裏の表の一番最後のそ

の他のところは、国の基準案どおりと考えていいのかというご質問です。

○事務局（野島子ども企画課長） まず、1点目でございます。

基本的には、現状より後退しないことが前提でございます。日数もそうですけれども、実際には児童クラブも290日以上開設しております、国の基準では250日以上です。ですから、現在、国の基準を上回っているの、あえて国の基準に手を加えなくてもいいというレベルで、国基準案どおりと表現させていただいております。現状を無理やり国の基準に合わせようという考えは全くございませんので、そのあたりは誤解のないように表現を修正したいと思います。

最後のその他は、今回の報告書の中でも、今おっしゃられた非常災害の問題やおやつの問題などいろいろな項目が出てまいりました。この中で、どこまで省令に具体的に盛り込まれるかわからないのですけれども、当然、盛り込んだものについては、我々としては、それを前提に検討させていただきたいと思っております。国では、いつつくるとは言っていないのですけれども、3月下旬ごろに厚生労働省令が出ます。今のガイドラインとは別のガイドラインをつくって、その中でもこの省令で書き切れなかった部分を記載するという話も聞いておりますので、そのあたりも踏まえて整理していきたいと思っております。

ここは、かなりボリュームが多かったので、「など」でまとめさせていただきましたが、基本的には非常に大事な視点だと思いますから、児童クラブ、民間学童保育は、やり方が若干異なる部分もありますけれども、共通する部分で盛り込めるものは盛り込んでいきたいと思っております。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見をどうぞ。

○山田委員 今、柴田委員から質問があった2点目の内容について、確認させていただきたいと思っております。

おやつについてのお話が出てきました。私ごとですが、私も民間児童クラブに子どもを預けています。ミニ児童会館も検討しているのですが、大きな違いとしては、民間のクラブの場合は夕方におやつが出て、それがその後の遊びに対する子どものエネルギーになって、気持ちの面でも違って来るし、栄養補給のところでも重要かと感じています。

小学校のミニ児童会館では、平日にはそういった対応がなくて、土曜日については乾物であれば持ってきたら対応しますという形です。そこについては、もう少し充実を図れないものかと感じています。

今回、基準の中でその点も触れられているということですが、どのような形で触れられているのか、改善される見通しはあるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○事務局（野島子ども企画課長） おやつに関しては、今、児童会館、ミニ児童会館では、親御さんが持たせている場合には時間を設けて食べさせているところもあります。一般的には、民間児童育成会はそういう時間を設けて対応しておりますし、児童クラブについては必ずしもそういう対応ではありません。今回、アンケートをとったときに、児童クラブ

に今後望むことということで何点かあった中で、おやつを提供についても望むという結果があり、割合としては12.3%の方が今後望むことの一つに挙げていただいております。

実は、児童会館でのおやつを提供は、昔からいろいろ議論があったところでございます。今回の基準は、おやつを提供云々の基準とは別だと思えます。例えば、先ほど柴田委員がおっしゃられたように、実際におやつを提供したときに、今は給食等でも問題になっているアレルギーがあるので、そういう部分での留意点をきちんとすべきだという報告書の内容になっております。

そういう意味では、おやつについてどうするか、まだお答えできないのですけれども、少なくともきょうご意見をいただいておりますので、基準の関係とは別に改めて検討したいと思えます。ただ、いろいろ難しいところがあったと聞いております。そのあたりは、児童会館の委員もいらっしゃいますから、現状をお話しただけと思えます。

○齊藤（隆弘）委員 臨時委員の齊藤（隆弘）です。

児童会館がおやつをどのようにしているか、現状だけお話をさせていただきます。

まず、夏休み、冬休みといった長期休業期間中については、児童会館によって時間は少し違うのですけれども、3時ぐらいに親が持たせたおやつを食べる時間がございます。土曜日と同じようにございます。それ以外の日については、児童会館なので、クラブの子だけでなく普通に遊びに来る一般来館児童もおりまして、その子たちは6時までに帰ります。その子たちが帰った後に、親が持たせたおやつを延長利用の子に限っては食べる時間がございます。

小学校の給食の時間は1時半ごろです。5時間目が終わって、2時半に児童会館に帰ってきて、4時か5時まで遊んで帰るようなお子さんが大体かと思えます。その子に関しては、おやつ時間はありませんが、延長の子に関しては、6時ころに食べる時間があります。児童クラブのおやつ時間について、多いか、少ないか、あったほうがいいのか、なくてもよいのかということは私からお答えできませんけれども、現状としてはそのようになっております。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問をどうぞ。

○秦委員 秦でございます。

資料4の最後が気になっています。札幌市子ども・子育て会議の意見ということで集約されておりますので、その部分では、我々も含めてということになると思えます。検討課題として表記されている部分が非常に多いので、（1）も専門性と職務の重要性、経験に見合った処遇となるよう対策を検討する、（2）も集団の規模に関して集団の分け方に十分検討する、施設設備の計画を検討するとあります。（3）も、最終的には放課後の対策のあり方について検討するとなっていて、どうも歯切れがよくないと思えます。

これは、まだ第3回目の会議だから、経過としての意見と私は勝手に捉まえています。しかし、検討したものがいつまでにどういう形で条例の中に反映されていくのかという具



体的なことについては、これからさらに深めていくという理解でよろしいですね。

○事務局（野島子ども企画課長） （1）から（3）は、正直に言いまして、非常に重たい内容も含んでおります。今回、基準の内容について、いろいろとご審議いただきましたけれども、基準が円滑に機能していくには、当然、それだけでは不十分で、こういう点の配慮も必要だということで、今回、検討の部分を書かせていただきました。

そういう意味では、条例云々については基準ですから、ここの文言が全て条例の中に入るわけではありません。条例の文言とは別に、計画とか、予算の関係もありますし、中高生を含めた放課後施設のあり方については検討の時間がかかります。そういうところでは、（1）（2）（3）も、同じ計画とは言いながら、少し優先順位をつけてやっていく必要があると思っています。

現段階では、全てについてこういう方向性でとは打ち出しづらいので、委員がご指摘のように歯切れの悪い部分はありますが、課題としては頭出しをして、ほかの方々からこういう共通認識があるということを見せるような形で出していただいたところです。

○秦委員 条例が制定されて、自主運営されていくときには、ここの検討課題も運営内容の中に反映されていくという理解でいいですか。

○事務局（野島子ども企画課長） そういう形で条例の基準が守られるように、我々が検討したものをいろいろな関係団体と検討させていただいて、その経過はこちらの会議にもご報告させていただいて、それに対してご意見があればお伺いしたいと考えております。

○佐藤副会長 ほかにご質問はありますか。

○大久保委員 大久保です。

今のご質問や意見にも関連するのですが、資料2の別添の一番最後の6ページの4番の施設型給付における施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営基準案です。その（2）で、6ページの利用開始に伴う基準やその他の基準は、直接的には今回の議題ではないですし、しかも、国も基準を示していないので、国の基準どおりにするという事です。こだわってはいけないのかもしれませんが、4の（2）の2行目で、下の項目については、児童の保育環境を直接的に決定するものではないこともありという理由です。この意味はわかるのです。施設整備という意味での保育環境だと思います。しかし、保育というのは、別に保育室が保育するわけではなくて、保育室を使って保育士が保育するわけですから、この下の中はとても大事なことだと思います。ここは大事ではないから国の基準どおりにするという言い方はまずいと思います。ですから、意味はわかるのですけれども、「保育環境を直接的に決定するものではない」という言い切り方は非常にまずいと思っています。保育の施設整備等の環境という意味ではわかりますということが一つの意見です。これも、いわゆるソフトですね。ソフトの問題も、当面は国の基準で行くけれども、きちんと検討していくということもどこかに入れていただければという意見です。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

認可・確認部会に関するご質問です。お答えをよろしく願いいたします。

○事務局（花田保育課長） もちろん、下に書いてある運営の基準は、施設が運営していくうえで必ず守っていかなければならない決まりや運営していく上で必要な内容ですから、広い意味で児童の環境にも影響してくるものです。そこは、誤解される場合もあろうかと思しますので、訂正等をさせていただきたいと思います。

○佐藤副会長 ほかにご意見をどうぞ。

○ニコルス委員 認可・確認部会に属しておりますニコルスと申します。

質問です。こちらの放課後の札幌市の基準案に直接触れられていないのですが、私の子どもが通う平岡小学校の子どもたちが利用している児童会館の子どもたちは、例えば、夏休みになると、利用している朝の9時から5時、6時までは外に出ることができないのです。天気がよくて、子どもたちが外で遊んでいる間、利用する子どもたちは児童館の中で過ごさなければいけません。この新制度によって、子どもたちの児童館の利用方法が改良されるような検討はあるのでしょうか。

○事務局（野島子ども企画課長） 利用の方法そのものは、特に新制度云々ではなくて、子どもにとってどういう環境、遊びが望ましいかというところで考えるべき点だと思います。今のお話は、私も初めてお聞きしたのですけれども、それについては、お願いしております指定管理者と協議しながら、どういう形で対応していくか、考えていきたいと思います。

○齊藤（隆弘）委員 私も指定管理者の管理職なものですから、今の話は、委員としてではなくて個人的に聞き捨てならないことです。会館の職員が本当にそんなことをしているのか、本当だったらとんでもない話です。今、外に出さないというように聞き取ったのですけれども、児童館としては、少なくとも夏休み、冬休みの長期期間中は、例えば、近くに公園があればそこに連れていったり、夏であれば児童館の前にプールを出して遊んだり、広場があればそこで泥遊びをしてくるなど、大体の会館はそのようになっています。もう少し時間があるときは、遠足行事も行ってありますが、そうではないとお聞きしましたので、その会館に聞き取りをして、事実であればきちんと指導していきたいと思います。

○佐藤副会長 ほかにご意見、ご質問はありませんか。

○岡田委員 岡田です。よろしくお願ひいたします。

2点ほどあります。

一つは、細かいことですが、認可・確認部会に確認させていただきたいと思います。

認定こども園での食事は、私も含めましてかなりの委員と現場の方からも、同じ調理したものを子どもに提供できるのがいいのではないかという意見がたくさん出されてきました。基本的には、自園調理として同じものを提供できるようにということですが、特例としてというところで、栄養士または管理栄養士を置く場合に限り、外部搬入を認めるとあります。設備上でいたし方ないと思いますが、私は栄養士の役割でわからないところがあります。自園調理であるならば、そこで働く栄養士の役割は非常に明確でわかりやすいで

すけれども、外部搬入可能ということでありながら、その条件に栄養士がついてくるとい  
うことで、栄養士はそこでどういうお仕事をするのがわかりません。外部から給食を搬  
入するに当たって、栄養士を雇わなければならないところをどのように捉えればいいのか  
が一つ質問です。

部会の皆さんでまとめていただいた意見案の中の認定こども園における保育教諭の配置  
基準のところ、「国が示すものを見極めたうえで、現行の保育所の保育士配置基準より  
も引き上げることができるような」とありますが、その後に「職務の処遇についても配慮  
する」と書いてあります。

今、認定こども園の保育教諭に限らず、保育士全般について、働き方や待遇がニュース  
で問題になっています。この職員の処遇について配慮するという部分は、認定こども園に  
おける保育教諭についてですか、それとも、全般的に保育園で働くような保育士も含めて  
でしょうか、そこを確認したいと思います。

○佐藤副会長 資料2の2の意見案(1)の栄養士の配置についてと(2)の最後の職員  
の処遇についての説明をよろしくお願いします。

○事務局(花田保育課長) 1号認定の子どもに外部搬入を導入する場合に、配置を義務  
づける栄養士または管理栄養士の職務でございますけれども、外部搬入の場合は、施設側  
で調理過程を確認できないということで、役割としましては、児童一人一人の発達や健康  
状態、食物アレルギーの状況を栄養士等が十分把握して、適正な栄養管理あるいはアレル  
ギーの個別対応食などに関して、外部搬入の業者に対する確かな指示や情報提供を行うこと  
を考えております。

そのほかにも、2号、3号の子どもについては、いずれにしろ幼保連携型は自園調理で  
ございます。2号、3号のお子さんについても、義務づけた栄養士が職員間での連携を図  
りながら食育の推進や食に対する保護者への支援も同時に行うということで、より質の高  
い食事提供を外部搬入でも行っていくためには、栄養士、管理栄養士の配置が必要ではな  
いかと考えているところです。

それから、職員の処遇に関してです。

この基準では、幼保連携型認定こども園について、職員の処遇を配慮することと書か  
せていただいております。今、国で検討している職員の処遇の改善については、保育士、  
幼稚園教諭、保育教諭全て含めて処遇の改善を検討しております。札幌市でも、そこを見  
きわめた上で検討していくべきだろうというご意見と理解しております。

○前田委員 私立幼稚園連合会の前田です。

今の岡田委員のお話にあわせて、保育士の処遇改善だけでもかなりのお金を要します。  
2月14日に少子化対策のプロジェクトチームの会議の中で、幼稚園教諭も処遇改善する  
ということであれば、1兆1,000億円のほかに、さらに8,500億円のお金がかか  
ると私は把握していました。

そうすると、子ども・子育て会議に1兆円のお金を使う、幼稚園の処遇改善までいくと

2兆円近くのお金が必要になるという情報をいただいておりますが、恐らく、それだけのお金は無理だと思います。そういう中で、万が一、1兆円の中でという形になると、恐らく保育教諭の処遇改善については難しいのではないかと思います。札幌市では、そういうことを鑑みても市独自の財政でそれをやっていく予定はあるのかという質問です。

○事務局（花田保育課長） 今の1兆1,000億円につきましては、量的な拡充と質の改善と全部合わせた制度の総所要額です。当初は1兆円の予定でしたけれども、全部を合わせて試算すると1兆1,000億円になるという試算がされております。

今後、それによって基準がどういうふうに変わっていくかはまだわかりませんが、処遇の面について言えば、先ほどお話しした配置基準を引き上げる部分がございます。その経費も含まれておりますし、実際に給与の改善は、幼稚園、保育所、認定こども園全て含まれております。国の資料によれば、所要額は540億円から956億円ぐらいだろうと試算しております。

ただ、先ほど委員がお話しの8,500億円について、今の国の試算の540億円から956億円ぐらいは、現在、保育所の職員について、今年度から実施しております保育士等処遇改善臨時特例事業がございます。民間保育士の給与を札幌市でいいますと月額で8,500円ぐらい上げるための補助金を交付したところでございます。これは、国の補助制度として創設されて、今年度始まって、来年度も引き続きやる予定をしております。

同じベースで上げていって、幼稚園や認定こども園の職員も同様の基準で上げていくと540億円から950億円というふうに理解しております。さらに、8,500億円が必要になるというのは、あくまでも試算の参考として下に出ているものです。それは、保育士、幼稚園教諭に限らず、全職種の平均給与並みにした場合には、8,500億円ぐらいの経費が必要になるだろうということで、参考までに下に米印で出ております。ですから、ここは実施するという事ではないと理解しております。

例えば、実際に国がなかったときに、札幌市でも独自にやる予定があるかどうかについてでございます。

これについては、今の段階では何とも申し上げられないのですが、処遇改善も含めた国の基準と、今、札幌市は既に各種補助金を出しておりますので、国の基準の中で反映される部分があるのかも見きわめなければなりません。また、新たな補助となれば、札幌市の財政状況もでございます。ですから、今の段階では、それについては何ともお答えできません。

以上でございます。

○前田委員 幼稚園教諭も保育士も本当に待遇が低い中でやっています。そして、質や専門性もと求められるものはすごく高くなっていくものですから、その辺は何とか理解していただけたらありがたいと思います。ありがとうございます。

○小野委員 札幌市私立保育園連盟から参りました小野と申します。よろしく願いいたします。

今、質の話が出まして、専門的な立場の方たちが集まって子どもたちのことを話せる会議があるということと、ここに参加できることに本当に感謝しています。また、札幌市も、子ども・子育て会議において、委員の意見、現場の意見を本当にしっかり聞いていただいて、このタイトなスケジュールの中で、それを施策に反映すべく頑張っていたいただいているなど感謝しております。それについて、一つお礼を申し上げたいと思います。

今回、障がい児に関する話は、意見としては出ているのですが、それぞれの部会の中では深く話し合われていないと思います。今後、こういう話をぜひしてほしいという希望があります。

放課後児童の部会では、障がい児に対する対応や知識や技能の習得をしっかりと考えていかなければいけないとうたわれておまして、まず1点は、放課後児童の障がい児の受け入れ状況です。私も余り詳しくないのでわからないのですが、そこに自由に登録して利用できるのか、それとも、障がいを持っていることで断られることがあるのか、その対応として職員の配置がなされているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

もう一つは、認可・確認部会にもお聞きしたいと思います。

国の基準案としては、特別な支援が必要な子どもは優先的に選考できるように、それぞれの自治体で実態を可能な限り把握し、必要な調整を行った上で体制を確保することとして出されていますが、札幌市としては、そのあたりのところはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○佐藤副会長 一つは、放課後児童クラブの障がい児への対応で、もう一つは、認可・確認部会でそれをどのように考えているかということですね。

それでは、お願いいたします。

○事務局（野島子ども企画課長） それではまず、放課後児童クラブからご説明させていただきます。

現状、平成25年4月時点で、児童クラブでは381人、民間児童育成会では46人が登録している状況でございます。この利用に当たっては、まず、お子さんがある程度は自分のことができるかどうかを保護者といろいろ話し合いながら、できるだけ受け入れる方向でお話をしますが、障がいの態様によっては難しい部分がありますので、そこは事情を説明してご理解いただいているところでございます。

障がいの関係は、身体だけではなく、発達障がいも含めて対応もさまざまなところがあります。ただ、割合として、児童クラブは発達障がいのお子さんが結構多いかと思えます。今、何%という数字は手元にはないのですが、そう考えております。

受け入れに当たっては、指定管理者のさっぽろ青少年女性活動協会で検討委員会を設けて、受け入れができるかどうかということと、受け入れ以降もフォローが必要ですから、協会の職員を会館にも1人配置しているのですが、それとは別に協会本部で巡回指導の職員も設けていろいろ対応しているところでございます。

実は、障がいのお子さんは、平成25年度は、民間児童育成会も合わせて427名です

けれども、24年度は372名、23年度は329名ということで、毎年受け入れ児童数はふえてきております。

今回、基準そのものにはなかったのですが、部会の中でも、そういう実態を踏まえて何らかの対応の一つで研修が出てきました。国でも、基準とは別にガイドラインの中で盛り込むような報告書が出ていました。以降、国の通知や報告書を見ながら、具体的に札幌でどう対応できるか、今後、引き続き検討していきたいと考えております。

ただ、我々が国に要望しているのは、障がいを持ったお子さんが1人いても、5人いても、国からの助成の金額が変わらないものですから、当然、人がふえれば、それへの対応として、先ほどの処遇もそうですけれども、プラスせざるを得ない実態にあります。そういうところは、今回の基準とは別に国に働きかけているところです。

放課後児童健全育成事業部会については以上でございます。

○柴田委員 私は、市連協と南区の川沿あすなろ児童育成会の指導員をしております。その観点から、今のご質問について補足をいたします。

行政は、今言われたように自立というようなことを考えられますけれども、民間としては、小回りのきく自由な発想から、こういう逸話がございます。障がい児の受け入れて、すごく有名になって、映画にもなった、しらかば台つばさクラブの父母会で、障がいのお子さんを受け入れるかどうかという父母会が開かれたのです。そのときに、あるお母さんが、私の子どもは何もなく入所していいですよで入所したけれども、障がいのお子さんだからといって、どうして父母会で検討しなければならないのか、障がいのある子もない子もひとしく同じ権利を有しているのだから、受け入れるのは当たり前ではないかと言いました。それまでは、民間でもお断りしたりといろいろありましたが、つばさクラブの実践を聞いて、本当にそうだなということで、民間としては、生活が自立していようと、いまいが、受け入れます。おまけに、今おっしゃっていましたが、行政からの補助金も多くなりました。今、人数に関係なく、年間に157万円の助成をいただくことができます。そうしましたら、パートを1人雇うことができるわけです。そういう点では、民間にとっては、何年か前より障がいのお子さんを受け入れやすいです。また、健常児の中に障がいのお子さんが入ると、物すごく発育が伸びます。

そういうことで、自由で小回りがきくという民間の長所を生かしながら、障がい児の保育に当たっております。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは、認可・確認部会からお願いいたします。

○事務局（花田保育課長） 障がい児の受け入れの優先についてでございます。

札幌市の保育所では、世帯を点数別で優先順位を決めておりますが、現在も障がい児や者がいる世帯については、その点数の加算をしております。ただ、新しい制度になりますと、その優先の考え方や配点も変わらざるを得ない部分がありますので、その新しい制度の中で検討していくことになろうかと思っております。

障がい児の受け入れの関係は、国では、基準として障がい児の受け入れについて出てきているわけではございません。ただ、今、札幌市も単独で障がい児の受け入れについて補助金の制度を設けて交付しております。国でも、新しい制度では、地方への財政的な支援をどうするか、検討しているところと聞いております。その中で、札幌市の補助制度をどのようにしていくか、検討していくことになろうかと思えます。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

時間的にあと1人か2人というところですが、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○岡田委員 今の障がいのお子さんのことについてです。

私は、前回も似たようなことを発言していたと思いますが、集団生活に入っていくような年代になってきた子どもたちは、障がい名がある程度はつきりついて、障がいということでの対応で、その先の集団生活の中に入っていきます。しかし、そこにつながるまでの乳幼児からの引き続きで集団生活がつながっているところをイメージして、これから皆さんで議論、検討していただけたらとすごく強く思います。

家庭の中では、お母さんたちも周りも、障がいとはっきりした言葉で認識して生活していらっしゃる方がほとんどです。育てにくかったり、ちょっと手のかかる子だったり、こだわりが強い、お母さん、お父さんにとっては我が子の様子をおもしろく思えないという問題をはらみながら、それがやがて障がいだというふうにつながっていく家庭が非常に多いと思います。やはり、スタートの時点から続いて集団に入って、では、障がいを持った子どもたちはどのようにしていくのかというところをぜひ皆さんにイメージしていただきたいと望んでいます。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

障がいについては、乳幼児段階から注目していきたいというご意見でありました。

ほかに何かご意見はありますか。

○石田委員 石田と申します。

私も保育所で働いておりました。その後、児童デイサービスで働いておりましたし、我が子が広汎性発達障がい、学習障がい、運動機能遅滞という障がいを持って、今、普通学級で過ごしております。

親の立場、保育士だったときの立場からお話しさせていただくと、やはり、今、人員の部分でどちらも出ていると思います。幼保ですと、これを見る限り、とても手厚くスタッフの人員の確保や処遇のことが盛り込まれていると改めて感じました。

私は、認可・確認部会に参加させていただいたのですが、従事する者は全員が資格者であってほしいと願います。全員が有資格者であって、研修などで知識を習得していただきながら、保育所、幼稚園から小学校にそのまま普通に移行できるようにしてほしいと思います。

私も親として思うのですが、小学校に入ったときのギャップはすごく大きかったです。

本当に子どもが1人ぼつんと取り残されてしまったような感覚がありまして、子どもも新しい世界の中に飛び込むにはすごく勇気が要りました。ですから、その部分に関して、職員の皆様も、普通にそのまま移行できるような人員基準と有資格に関してはぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

資料4の2の(1)の1行目に関するご意見でありました。

ほかにありませんでしょうか。

○平野(博宣)委員 今、石田委員がおっしゃったとおりだと思います。

ただ、そこに一つ、正規職員という言葉も入れてもらわないとスキルアップも何もないと思います。臨時職員であれば、半年、1年でやめざるを得ないということです。この辺は、皆さんもそうだと思っていると思いますから、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○佐藤副会長 今のご意見について、事務局からお願いいたします。

○事務局(野島子ども企画課長) 職員の関係につきましては、正規・非正規それぞれあります。ただ、我々としても正規が望ましいということがありますので、そのあたりは十分検討していきたいと思います。

○佐藤副会長 ほかにございませんでしょうか。

○渡辺委員 山鼻小学校の渡辺です。小学校からの意見でございます。

制度設計の部分ではないので、発言を控えさせていただいたのですが、2点お話しさせていただきます。

今、特別支援の必要なお子さんについてお話がありました。ここは、制度の部分ではないですが、今年度から、幼児教育センターや教育委員会指導担当課のご指導をいただきながら、幼稚園、保育所、小学校の連携推進協議会を立ち上げられております。

また、5年前から、幼稚園、保育所、小学校の連絡会ということで、小学校の就学に当たって支援が必要なお子さんたちを引き継いでいくという会が行われていることも報告したいと思います。

現在は、今お話をしました幼保小の連絡会においては、今年度も1月17日、18日に行われた後、本校も実際に幼稚園や保育所での集団生活を参観し、そこで相談するような形で行っております。学校によって多少の温度差があることは申しわけないですが、学校から実際の保育されているところに行き行って相談し、小学校で受け入れている姿が見えていることもご理解いただきたいと思います。

もう一つは、先ほど放課後の児童育成でも支援の必要なお子さんということがありました。本校は、山鼻かしわ児童会館と非常に近くて、たくさんのお子さんたちがお世話になっております。その中で、先ほども話題になりましたけれども、発達障がいがあるお子さん等がお世話になっております。ということから、学校での様子、会館での様子、保護者の



方たちも含めたケース会議等を何度か開かせていただいて、児童会館にお任せということではなく、今、進めさせていただいております。これは、本校だけではなくて、いろいろな学校での事例も聞いています。たまたま、きょうの夜に山鼻児童会館の運営会議があって、そこにも学校が参加しています。今まで、学校は別個にあったのですけれども、今は連携が深められていることをご報告したいと思います。

それから、先ほど育成事業部会の中でもお話があったことで、これも設備等の関係ですから制度設計ではないのですけれども、学校の施設の利用については、ぜひ組織を通していただければありがたいです。それを使っていただける、いただけないというのは各学校長の裁量によって決まっていくのですが、ぜひ校長会という組織を通していただけると、そこで違った前進ができると思います。組織の代表として参加させていただいているので、お話しさせていただきました。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

学校との連携強化について、非常に積極的なご意見をありがとうございました。

それでは、時間が来てしまいましたので、ご質問、ご意見については、ここで締め切らせていただきたいと思いますのですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤副会長 それでは、各種基準案に対する札幌市子ども・子育て会議の意見につきまして、最終意見案をまとめておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(野島子ども企画課長) それでは、私から説明させていただきます。

資料5でございます。

子ども・子育て支援新制度下で、札幌市が条例で定める各種の基準案に関する札幌市子ども・子育て会議の意見についてということで、資料5の記の1番目に札幌市の基準案、2番目に札幌市子ども・子育て会議の意見ということで(1)(2)、裏に(3)放課後児童健全育成事業関係ということで、ここでは留意することとして附帯意見を整理させていただきます。

別添で、今回、それぞれの部会で出された基準案を添付させていただいております。基本は、今回の会議においてそれぞれの部会から報告していただいたものを添付させていただいておりますが、きょうの会議の中で文言等の一部修正の話もありましたので、きょうの会議の結果を含めたものを最終的なものとして、札幌市の基準案は妥当ということで案としてまとめさせていただきました。

簡単ですけれども、以上でございます。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

資料5の案と書かれた裏表の1枚物の内容でございます。ただいまご説明いただきましたように、これまで検討されたご意見も含め、このようにまとめたということです。

この案を最終意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは、各種基準案に対する子ども・子育て会議の意見は、今の事務局提案のとおりとさせていただきます。

もしほかに質問等がなければ、本日の議事はこれで終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤副会長 それでは、事務局にお戻しいたします。

○事務局(野島子ども企画課長) 本日も、いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

きょうの会議の意見を踏まえて、皆様方に結果を返させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日ご議論いただきました各種基準案は、今後、市民意見の募集を行った上で条例の策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、次回の会議につきましては、3月13日、場所は西13丁目の札幌市教育文化会館にて開催いたします。

議題といたしては、子ども・子育て支援事業計画の柱となる基本理念や基本的な視点、基本目標といった施策体系についてご協議いただく予定でございます。

最後に、詳しくは柴田委員からご報告いただきたいと思いますのですが、今の子どもたちを捉える参考として、「育ちのシステムからしめ出される子どもたち」という現状の子どもたちのいろいろなケースが書かれた冊子を柴田委員からいただきました。私のほうで冊子を預かっていますので、興味のある方は、ぜひ一部ずつおとりいただければと思います。

では、柴田委員、補足をよろしくお願ひします。

○柴田委員 お忙しい時間の中、お手間をとらせて、申しわけございません。

私どもの関連する集まりの中で、「育ちのシステムからしめ出される子どもたち」というシンポジウムがありまして、札幌市の現状をまとめました。教育者、児童主任委員、学校カウンセラー、指導員も含めまして、子どもに関する人々の活動と今の札幌市のシステムから外れている子どもたちの生々しい姿を冊子にまとめました。

それから、皆様、持っているかもしれませんが、朝日新聞で学童保育についてかなり特集された記事がございました。また、市連協としまして、望むべき条例案はこうですと書かせていただいたものがございます。それにつきましては、学童保育の部会の方には先んじてお配りしたのですが、次回の基本理念に対するご意見の参考までに、ぜひご一読いただきたいと思いますので、お持ち帰りいただきたいと思います。

時間をとっていただきまして、ありがとうございました。

以上です。

### 3. 閉 会

○事務局（野島子ども企画課長） 以上で、第3回札幌市子ども・子育て会議を閉会いたします。

本日は、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上